平成２９年（フ）第６４８号
北海道恵庭市文京町１丁目６番９号
債務者　中嶋　和惠
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６６０号
札幌市北区新川５条１丁目４番12号
債務者　中村　啓一
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６６６号
札幌市白石区南郷通15丁目南６番３号　シャルム15―203号
債務者　千葉　玲子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６７３号
札幌市北区新川２条２丁目９番23号
債務者　髙田　智未
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６７８号
北海道恵庭市栄恵町102番地　（ジェーハイツ栄恵Ｉ－１階）
債務者　岡田　幸華（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３２号
千葉県東金市南上宿30番地43　ベルテ東金201
債務者　長田　　裕
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第３３号
千葉県東金市南上宿30番地43　ベルテ東金201
債務者　長田　弘美
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第３６号
千葉県東金市川場123番地
債務者　長妻　　順（旧姓荒田）
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第９４号
愛知県岩倉市東町白山94番地２
債務者　水野　辰哉
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１４号
京都府舞鶴市字大俣1021番地
債務者　与那城千香子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
大阪府河内長野市三日市町146―507号、住民票上の住所堺市堺区三条通１番１号
債務者　樋上　朋子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１８０号
大阪府松原市天美南６－４－37、住民票上の住所大阪府松原市天美南６丁目４番36号
債務者　津田　麻衣（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２７８号
堺市西区浜寺石津町東５丁15番13号、営業所大阪府堺市堺区南陵町１丁４－１　ピアリッツ南陵302
債務者　公文式堺神石教室こと　古藤　香織（旧姓前出）
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２８１号
大阪府藤井寺市藤ヶ丘２丁目６番12号
債務者　原　　瑞樹
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２８２号
堺市北区新金岡町５丁７番216―205号
債務者　渡邊　優美
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２９２号
大阪府柏原市本郷１丁目１番29号　福寿荘２Ｆ30号室
債務者　大村信広こと　李　　信広
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２９７号
堺市東区日置荘原寺町50番地２　カーサ善405号、前住所和歌山県橋本市さつき台１丁目10番地の４
債務者　堀田　結香
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係